

第5回 農地法制の在り方に関する研究会 議事概要

1. 日 時 令和5年5月24日(水) 13:00~16:00

2. 場 所 農林水産省7階 第3特別会議室

3. 出席者

(委員)

寺門委員代理、馬場委員、原田委員、疋田委員、柚木委員、吉原委員
(農林水産省側)

経営局 村井局長、長井審議官、望月農地政策課長
農村振興局 佐藤農村政策部長

4. 議 題

担い手の6次産業化、川下との連携強化の支援策について②

5. 議事内容

有識者よりヒアリングを実施。有識者の発言要旨及び各委員等からの主な意見は以下のとおり。

(1) 有識者

- | | | |
|-------------------|-------|--------|
| ① 株式会社舞台ファーム | 専務取締役 | 伊藤 啓一 |
| ② 株式会社GRA | 代表取締役 | 岩佐 大輝 |
| ③ 戸崎農園株式会社 | 代表取締役 | 戸崎 泰秀 |
| ④ 株式会社かまくらや | 代表取締役 | 藤本 孝介 |
| ⑤ 株式会社くしまアオイファーム | 代表取締役 | 奈良迫 洋介 |
| ⑥ 株式会社伊予銀行 | | |
| 地域創生部一次産業事業化推進室 | 課長代理 | 石川 智弘 |
| ⑦ アグリビジネス投資育成株式会社 | 代表執行役 | 松本 泰幸 |

(2) 有識者の発言要旨

【融資について】

- 融資だけに頼ると自己資本比率の低下に繋がり、金融機関から追加融資を受けるのが困難。
- 毎年一定額の返済を求められるため、収量・品質の安定まで時間を要する、天候により収入が左右されるというリスクに対応できない。また、研究開発や販売費等の運転資金には向かない。
- 個人の連帯保証が求められるため、第三者への事業継承が困難。

【無議決権株式、資本金劣後ローンについて】

- 無議決権株式の場合、利益が出たら配当する必要。利益は成長資金に充てたいと考え

ており、これに賛同してくれる方に議決権株式を引き受けてもらいたい。

- 資本金劣後ローンの場合も、毎年金利を支払う必要があり、将来の投資資金の内部留保が困難。

【アグリビジネス投資育成株式会社について】

- 出資額の上限があり、希望する投資規模と合わない。

【出資について】

- 自己資本比率や対外的信用力が向上。農業収入のある時期は限られるが、運転資金は常時必要。出資により財務基盤を強化しておく必要。
- 融資と違い、使途に制限がないのが利点。運転資金、研究開発費等に使用する考え。
- 農地所有適格法人の経営を発展させていくには、川下のニーズをしっかりと捉えることが不可欠であり、そのためには、加工・販売、人事・財務などの経営スキルを外部から取り入れることが重要。
- 現行の議決権要件について、地域に根差した農地所有適格法人に限って緩和してほしい。緩和の特例を受けられる農地所有適格法人の判断は、国が行う必要。
- 川上と川下の連携強化の観点から、食品産業に限って議決権要件を緩和してはどうか。ただし、農業関係者の経営決定権の確保にも留意する必要。
- 取引先から出資を受けようとする場合、現行の議決権要件では、農業者側も同額を増資する必要があるが、対応できない場合は諦めざるを得ない。

【金融機関からの発言】

- （融資の場合とは異なり、）出資には資金使途の制限はない。また、融資は財務状況という「過去」を審査するものであるが、出資は成長性という「未来」を審査するものであり、役割が異なる。
- 専門部署を設けて農業に出資しており、出資先は基本的に融資の取引先。地銀ファンドがバランスのよい役割を担うためには出資で参画する必要。農業に出資している地銀ファンドを農業関係者と扱ってほしい。
- 出資により自己資本比率の向上・対外的信用力の強化に寄与しているが、出資上限がある点が課題。また、当社は出資先と綿密に事業計画を練り上げるので、出資の決定まで数ヶ月要する。
- 中小の農業法人は、経理・財務に関するガバナンスが不足しており、外部のリソースをどう取り込んでいくかが課題。公庫資金（融資）への過度な依存は将来の金利上昇時に対応できないため、出資の活用が重要。

【農業用施設に係る転用許可】

- 6次産業化を進めるには、倉庫や加工・販売施設等が必要。許可不要となる施設の規模（2a未満）が小さい上、転用許可に時間が掛かりすぎ。無秩序な転用促進はダメだが、地域計画に位置付けた施設であれば、規模に拘わらず許可不要とすべき。

- 規模拡大をすればするほど、機械の置き場や倉庫等が必要となってくるので、現行要件を緩和すべき。
- 農業に関する施設であれば、何でも良いという訳ではないが、事業の根本に関する施設については、現行要件を緩和すべき。

(3) 意見交換の概要

【全般】

- 農地法で規定されている農地所有適格法人は、家族農業経営の延長線上のような法人を想定して制度を作ってきたが、一般企業と同じような経営の体系を取る法人の経営発展に向けた対応について考える必要。その一方で、農業関係者以外の者による経営支配等の懸念払拭も検討する必要。
- 農地制度として見たときの整理と、法人の経営発展のための制度を切り分けて考えるべきであり、農地法上の適格法人要件自体を緩和するのではなく、地域に根差して活動してきた実績がある、しっかりとした営農計画があるといった農地所有適格法人に限定した形で資金調達の問題について検討すべき。
- 農地所有適格法人の議決権要件の緩和については、投機目的の農地取得や農業関係者以外の者による経営支配などの現場の漠然とした懸念にも留意して検討してほしい。
- 法人と一口に言ってもさまざまであり、それに応じて転用の目的もさまざまであるため、ルール作りもそれに応じたものが必要なのではないか。

【農業用施設に係る転用許可】

- 単に農業用施設の転用許可要件を緩和することは、違反転用に繋がりがねないので慎重に対応する必要。
- 転用許可が下りるまで時間を要することが問題であることは理解したが、農地の有効利用の観点から、一律に転用許可不要とすることについては躊躇するところがある。
- どういう状況での転用許可申請なのかということによって判断基準も変わってくるのではないか。

以上